

岡山市メディカルケアステーション（MCS）運用方針

岡山市医療政策推進課（令和4年9月27日作成）

1. 岡山市におけるメディカルケアステーション（MCS（以下、MCSとする））は在宅医療・介護を推進する「連携ツールのひとつ」であることを共通認識とする。
 2. 岡山市における MCS の活用方法は以下の通りとする。
 - (1) 医師同士や多職種等が在宅医療等に関する情報共有や相談し合える緩やかなネットワーク作り
 - (2) 被支援者（患者）情報について支援関係者（連携メンバー）での共有
 - (3) 岡山市や医師会、医療機関等から在宅医療等に関する動向や研修等の情報提供・情報共有
 3. 利用にあたって 必要な事項は以下の通りとする。
 - (1) 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」および「MCS運用管理規定」、「本運用方針」や関係法令等を遵守する。
 - (2) 岡山市医師会にメディカルケアステーション利用申告書（別紙様式1）を提出し、「岡山市全ユーザーグループ」に参加する。また、医師は「訪問診療支援グループ」に参加する。
 4. 被支援者（患者）情報をMCSで共有する場合、支援者は必ず被支援者本人(必要に応じて家族等)の「同意」を得る。同意を得る方法は以下の方法によるが、以下参照資料を確認の上、同意を求める内容や緊急性などを勘案し、それぞれの場面で適切な方法で同意を得る。
 - (1) 文書（同意書は「別紙様式2」を参照）
 - (2) 口頭、電話による方法など（この場合、同意を得た旨(いつ、誰が、誰に対して同意をとったか、など)を記録する)
- (参照：医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス P22
「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関する Q&A P9
地域医療情報ネットワークにおける同意取得の例について（いずれも厚生労働省）
5. 被支援者の支援が終了し、共有すべき事項がなくなった場合は、被支援者（患者）グループ管理者が速やかにグループを削除する。また、グループ参加者は退職や人事異動等、によりグループに関係がなくなった場合、速やかにグループから退出する。グループ管理者はグループの管理を定期的実施し、関係がなくなった参加者が残っている場合、退出させる。

（次ページに続く）

6. 岡山市全ユーザーグループにおいては、個別支援方針に関する情報共有は原則として行わない。
7. MCSは、24時間365日支援関係者を拘束したり、即時対応を求めるものではない。
8. 急変時や緊急連絡には、原則として電話等で直接連絡することし、MCSは使用しない。
9. 職種による視点の違いや役割の違いを相互に理解し、被支援者（患者）の支援を行う。
10. 不明な点があれば厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」および「MCS運用管理規定」、「本運用方針」等を確認するとともに、必要に応じて岡山市医師会相談窓口を確認を行う。